

山口県報

平成21年
3月6日
(金曜日)

目 次

規則
建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課).....



建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和五十九年山口県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び建築士法施行規則」を、「建築士法施行規則」に改め、「省令」という。の下に「及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)」を加える。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書には、写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものでその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)をはり付けなければならない。

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四条第二号中「本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍以下同じ。)、」を削り、同条第四号中「又は業務の停止」を、「業務の停止又は免許の取消し」に改め、同条に次の二号を加える。

五 法第二十二條の二第二号又は第三号に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

六 法第二十四條第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第五条第一項中「本籍地都道府県名又は氏名」を、「前条第二号に掲げる事項」に、「それぞれ、二級建築士免許証又は木造建築士免許証」を、「戸籍の謄本又は抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法第五条第一項の登録証明書)」に改め、同条第二項を削る。

第二十六条中「第十五条の十七第五項」を、「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十三第一項」を、「第十条の十五第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十五条を第三十六条とする。

第二十四条第一項中「第十五条の十七第五項」を、「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項前段」を、「第十条の十一第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を、「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項後段」を、「第十条の十一第一項後段」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十三条第一項中「第十五条の十七第五項」を、「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項前段」を、「第十条の九第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を、「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項後段」を、「第十条の九第一項後段」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十二条中「第十五条の十七第五項」を、「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第三項」を、「第十五条の三第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十一条第一項中「第十五条の十七第五項」を、「第十五条の六第三項」に、「第十五条の五第一項」を、「第十条の七第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を、「第十五条の六第三項」に、「第十五条の三第二項第四号イ又はロ」を、「第十条の五第二項第四号イ又はロ」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十条中「第十五条の十七第五項」を、「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第二項」を、「第十条の六第二項」に改め、同条を第三十一条とする。

第十九条第一項中「第十五条の十七第二項」を、「第十五条の六第二項」に改め、同条第二項第一号中「又は寄附行為」を削り、同項第十号中「第十五条の十七第五項」を、「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第一項」を、「第十五条の三第一項」に改め、同項第十一号中「第十五条の十七第五項」を、「第十五条の六第三項」に、「第十五

条の三第二項第四号イ又はロ」を「第十条の五第二項第四号イ又はロ」に改め、同条を第三十条とする。

第十八条を第二十九条とし、第十七条を第二十八条とし、第十六条を削る。

第十五条第一項中「第十五条の第十七第一項」を「第十五条の六第一項」に、「第十三条」を「第二十五条」に改め、同項第一号中「掲げる学校を」を「規定する学校において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて」に改め、「書類」の下に「当該書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 法第十五条第一号に該当する者及び同条第三号の規定により知事が同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者のうち建築実務（法第十四条第一号の建築実務をいう。以下同じ。）の経験を要しないとされているもの以外の者にあつては、建築実務の経験又は建築に関する実務の経験を記載した書類及びこれらの経験を有することを証する書類

第十五条第一項第三号中「五・五センチメートル」を「四・五センチメートル」に、「四センチメートル」を「三・五センチメートル」に改め、同条を第二十七条とする。第十四条を第二十六条とし、第十三条を第二十五条とし、第十二条を第二十四条とし、第十一条を削る。

第十条の見出し中「免許証」を「二級建築士免許証等」に改め、同条中「二級建築士免許証又は木造建築士免許証」を「二級建築士免許証等」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の十二条を加える。

（二級建築士名簿及び木造建築士名簿の閲覧）

第十二条 知事は、法第六条第二項の規定により二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供するため、二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設けるものとする。

2 知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所を告示するものとする。

（指定の申請）

第十三条 法第十条の二十第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
 - 二 二級建築士等登録事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の名簿及び略歴を記載した書類

六 現に行つている業務の概要を記載した書類

七 職員、設備、事務の実施の方法その他の事項についての二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

八 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又はロに該当しない旨の役員誓約書

九 その他参考となる事項を記載した書類

（名称等の変更の届出）

第十四条 法第十条の二十第一項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（役員の変更及び解任の認可の申請）

第十五条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又はロに該当しない旨の誓約書を添付しなければならない。

（登録事務規程の認可の申請）

第十六条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る登録事務

規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第十七条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(登録状況の報告)

第十八条 指定登録機関は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、当該四半期の最初の月の十四日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 当該四半期の前四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数

二 当該四半期の前四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿に登録された事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

(不正登録者の報告)

第十九条 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項

二 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休止又は廃止の許可の申請)

第二十条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の第十五第一項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第二十一条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げるときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に定める事項を記載した書類を交付するものとする。

一 法第五条の二若しくは第八条の二又はこの規則第九条第二項の規定による届出を受けたとき。当該届出に係る事項

二 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十条第四項又は第四十三条第四項の規定による報告書等の送付を受けたとき。同令第四十条第二項第二号イ又は第四十三条第二項第二号イの修了者一覧表に記載された事項

三 第三十六条第一項の規定による報告書の提出を受けたとき。同条第二項の合格者一覧表に記載された事項

(免許の取消し等の処分の通知)

第二十二条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

三 処分内容及び処分を行った年月日

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第二十三条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第二条、第三条、第五条から第七条まで、第十条及び第十二条の規定の適用については、これらの規定中、「知事」とあるのは、「指定登録機関」と、第三条第一項中、「二級建築士免許証(別記第二号様式)又は木造建築士免許証(別記第三号様式)」とあるのは、「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第六条第一項並びに第七条第一項及び第四項中、「二級建築士免許証又は木造建築士免許証」とあるのは、「二級建築士免許

証明書又は木造建築士免許証明書」と、第七条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第十条第一項中「二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき、又は前条第二項の届出があつたとき」とあるのは「知事が二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき、又は第二十一条の規定により前条第二項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」と、第十二条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」とする。

第九条第一項中「又は木造建築士の」を「若しくは木造建築士の」に、「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項を削り、同条第二項中「別記第七号様式」を「別記第八号様式」に改め、「に、二級建築士免許証又は木造建築士免許証」及び「添えて」を削り、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を削り、同条を第九条とする。

第七条中「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「二級建築士免許証又は木造建築士免許証を」を「二級建築士免許証等を」に、「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に改め、「により」の下に「、知事に」を加え、同条第三項中「二級建築士免許証又は木造建築士免許証を」を「二級建築士免許証等を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「二級建築士免許証又は木造建築士免許証」を「二級建築士免許証等」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2 第二条第二項の規定は、前項の二級建築士免許証再交付申請書及び木造建築士免許証再交付申請書について準用する。

第五条の次に次の一条を加える。

(免許証の書換え交付の申請)

第六条 二級建築士又は木造建築士は、二級建築士免許証若しくは二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証若しくは木造建築士免許証明書(以下「二級建築士免許証等」という。)に記載された事項に変更があつたときは、二級建築士免許証書換え交付申請書(別記第五号様式)又は木造建築士免許証書換え交付申請書(別記第五号様式)により、知事に二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の二級建築士免許証書換え交付申請書及び木造建築士免許証書換え交付申請書について準用する。

別記第一号様式中

氏 名 本 籍 地 都 道 府 県 名 (日本の国籍を有しない者に あつては、その国籍)	生 年 月 日	年 月 日	性 別	
	住 所			

を

氏 名			
生 年 月 日	年	月	日
性 別			
住 所	写真はつけ欄		

を

書 査	収入証紙	戸籍照合	格名照合	欠格審査	名簿登録	免許証発行	

を

書 査	収入証紙	写真照合	戸籍照合	格名照合	欠格審査	名簿登録	免許証発行	

を

始め、回覧の共有システムソフトの次の次のようにしてください。

4 写真 (縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルとし、申請前6月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものでその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを所定欄にはり付けること。

写真裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。

住民票用印欄在中

1	本籍地都道府県名 <small>(日本の国籍を有しない者にあつては、国籍)</small>
2	氏名

を

1	氏名
2	生年月日
3	性別

を改め、同様の添付書類

を次のように改めよ。

添付書類

戸籍の謄本又は抄本 (日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法第5条第1項の登録証明書)

住民票用印欄在中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」と改め、

本 籍 地 都 道 府 県 名 (日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍)	
--	--

を削

り、添付書類を削り、同様式を別記第八号様式とす。

住民票用印欄在中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」と改め、同様式を別記第七号様式とす。

住民票用印欄在中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」と改め、第6条第1項を

1	破つた。
2	汚した。
3	失つた。

「第7条第1項」を

年	月	日
---	---	---

1	破つた。
2	汚した。
3	失つた。

年	月	日
---	---	---

写真はり付け欄

を改め、同様の共有を

4とす。2の次に次のように加え、同様式を別記第六号様式とす。

3 写真 (縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルとし、申請前6月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものでその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを所定欄にはり付けること。

別記第四号様式の次に次の一様式を加えよ。

第5号様式 (第6条関係)

二級建築士免許証書換え交付申請書
木造建築士免許証

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 申請者 住所 氏名 (電話 番)
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

下記のとおり二級建築士免許証の書換え交付を受けたので、建築士法施行細則第6条第1項の規定により申請します。

記

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
変更事項	1 氏名 2 生年月日		
変更の内容	変更前	写真(はり付け)欄	
	変更後		

添付書類

二級建築士免許証又は二級建築士免許証明書
木造建築士免許証又は木造建築士免許証明書

注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

3 写真(縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルとし、申請前6月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものでその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを所定欄にはり付けること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第二号様式及び別記第三号様式の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の建築士法施行細則第二十七条第一号の規定は、建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号。以下「改正法」という。)の施行の日以後に改正法第一条の規定による改正後の建築士法(以下「新建築士法」という。)第十五条第一号又は第二号に規定する学校に入学した者について適用し、改正法附則第三条第二項又は第三項の規定により新建築士法第十五条第二号に規定する科目を修めて卒業した者とみなされる者及び改正法附則第三条第六項の規定により新建築士法第十五条第一号に規定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなされる者については、なお従前の例による。